

## 集積所へのごみの出し方 問 生活環境課 ☎ 025-520-5816

品目		集積所への出し方		
有料	燃やせるごみ	 <p>燃やせるごみ指定袋 ＜容量＞ 45ℓ 20ℓ 10ℓ 5ℓ</p>	<p>分解しても 45ℓの指定袋に 入らない場合</p>  <p>燃やせるごみ指定シール ＜種類＞ 大・中・小 30kgまで・20kgまで・10kgまで</p>	<p>燃やせるごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。指定袋に入らないごみは、直接燃やせるごみの指定シールを貼って出してください。</p>
	生ごみ	 <p>生ごみ指定袋 ＜容量＞ 15ℓ 10ℓ 5ℓ</p>	<p>十分に水切りをした後、生ごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。</p> <p>食品ロスを減らしましょう。</p>	
	燃やせないごみ	 <p>燃やせないごみ指定袋 ＜容量＞ 45ℓ 20ℓ 10ℓ 5ℓ</p>	<p>分解しても 45ℓの指定袋に 入らない場合</p>  <p>燃やせないごみ指定シール ＜種類＞ 大・中・小 30kgまで・20kgまで・10kgまで</p>	<p>燃やせないごみの指定袋に入れて、持ち手部分を縛って出してください。指定袋に入らないごみは、直接燃やせないごみの指定シールを貼って出してください。</p>
<b>指定袋・指定シールはありません。また、指定袋は使わないでください。</b>				
無料	容器包装（プラスチック製）	透明か半透明の袋に入れて、なるべく圧縮して出してください。		
	容器包装（紙製）	透明か半透明の袋または紙袋に入れて出してください。紙ひもで縛って出すこともできます。		
	缶・びん・ペットボトル	キャップや密着していないラベルは、はずして出してください。びんのふたの取れない部分やラベルは、そのまま出してください。		
	新聞紙・雑誌類・段ボール	できるだけ紙ひもを使い、十字に縛って出してください。		
	乾電池（コイン・ボタン含む）・ライター類	乾電池は袋を使用せず、そのまま出してください。コイン・ボタン電池は両面にテープを貼って出してください。ライター類はガスやオイルを使い切り、透明か半透明の袋に入れて出してください。		
	蛍光灯（電球含む）	蛍光灯を購入したときの箱か、新聞紙等に包んで出してください。		
廃食用油	バケツや空いたペットボトルに廃食用油を入れ、廃食用油回収協力店に出してください。なお、容器はお持ち帰りください。			

# ごみ出しのルールを守りましょう



## 収集日の決められた時間までに出しましょう！

- 収集日は、「ごみ分別収集カレンダー」でご確認ください。
- 朝8時30分までに出してください。町内会で決められた時間がある場合は、それを守ってください。
- 収集後に出されたごみは、収集しませんので、持ち帰って次回の収集日に出してください。

## 決められた集積所に出しましょう！

- 町内会（集合住宅の場合は管理者）によって決められた集積所に出してください。
- 集積所によって、独自のルールが決められている場合もあります。詳しくは町内会や管理者等へお問い合わせください。

## 決められた方法で出しましょう！

- きちんと分別し、品目ごとの出し方を守ってください。
- 「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」は指定袋に入れるか、重さに応じた指定シールを貼って出してください。
- 「生ごみ」は十分に水切りをした後、指定袋に入れて出してください。
- 指定袋の持ち手部分は必ず縛って出してください。

その他、ごみ分別の詳細については「家庭ごみの分け方出し方ガイド」、ネットで検索する「ごみ分別辞典」、収集日については「ごみ分別収集カレンダー」をご確認ください。上越市のホームページからもご覧いただけます。

上越市 ごみ



家庭ごみの分け方出し方ガイド



ごみ分別収集カレンダー

## ■ ガス・上水道

問 ☎ ガス水道局

### ガス・水道の使用開始・中止の申込み

ガス水道局料金センター ☎ 025-522-7030

#### 【電話での使用開始・中止の申込み】

〈営業時間〉

月曜～金曜日：午前8時30分～午後7時

土曜日：午前8時30分～午後5時

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は休業日です。

※使用開始・中止の2日前までにお申込みください。

#### 【インターネットからの使用開始・中止の申込み】

- ・日曜日、祝日や夜間も申込みできます。
- ・使用開始・中止の4日前までにお申込みください。
- ・工事を伴う場合は、インターネットによる申込みはできません。  
※ガス水道局のホームページの入力フォームからお申込みください。

URL: <https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/customer/apply/procedure/>

#### 【申込み時の注意事項】

- ・『ガス・水道の使用開始』にはお客様の立会いが必要となります。
- ・市の供給ガスの種類は『13A』です。
- ・『ガスの使用開始』のとき、訪問時に市の供給ガスとお手持ちのガス機器の適合を確認しますので、お引越しの際は、すべてのガス機器をご用意ください。
- ・ガス・水道メーターやメーターガス栓（ガス元栓）・水道止水栓が建物内にある場合の『ガス・水道の使用中止』にはお客様の立会いが必要となります。

### 敷地内のガス管・水道管の工事申込み

問 ☎ ガス水道局建設課 ☎ 025-522-5515

- ・市の供給区域内のお客様の敷地内でガス管・水道管工事をする場合は、市の指定工事業者が見積りや市への申請書を作成し、工事を行います。

指定工事業者一覧表はガス水道局ホームページの「お客様へ」の欄に掲載しています☎<https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>

- ・ガス管及び水道管の工事は、市の指定工事業者でなければ施工できません。

## ■ 下水道

問 ☎ 生活排水対策課

☎ 025-520-5794

### 下水道の使用開始・休止等の届出

新たに下水道の使用を開始する場合や一時的に使用を休止する場合、建物の撤去等に伴い廃止する場合は、生活排水対策課または各集約先総合事務所（浦川原区、柿崎区、板倉区）への届出が必要です。なお、転出入等で、下水道の使用開始・休止等の届出をガス水道局にされた場合は、届出の必要はありません。

### 排水設備工事の時期と申込み

下水道工事が完了し、下水道が使用できるようになった場合、対象となる方へ市から訪問及び文書でお知らせします。

対象となる方からは、台所・風呂・便所・洗面所などから出る汚水を下水道へ流すための排水設備工事を行っていただきます。

#### 【排水設備工事の時期】

下水道が使用できるようになったら、遅滞なく（おおむね1年以内）排水設備工事を行い、下水道に接続してください。

また、汲み取り便所については、3年以内に水洗トイレにするための工事を行ってください。

#### 【排水設備工事の申込み】

排水設備工事は、市の指定を受けた「上越市下水道排水設備指定工事店」へお申込みください。

市への届出等の手続についても、指定工事店がお手伝いします。

### 下水道使用料について

下水道使用料は、上水道の使用水量に基づいて算出します。また、地下水などの自家用水を使用している場合は、合算した水量で算出します。その場合、用途や使用形態などを市が調査したうえで使用水量を認定しますので、地下水などを下水道へ流す場合は、あらかじめ市へご相談ください。

#### 【納入方法】

- ・下水道使用料は、ガス水道料金と一緒に納入していただきます。
- ・ガス水道料金を口座振替されている場合は、「ガス水道・下水道等使用料金」として、指定の口座から一緒に振替させていただきます。
- ・ガス水道料金を金融機関等の窓口で納入されている場合は、「ガス水道・下水道等料金納入通知書」により、一緒に納入していただきます。

## 公営住宅

市営住宅（市が建てた住宅）と県営住宅（県が建てた住宅）があり、公営住宅の申込みは、随時募集しています。

### 【申込資格】

- 次の要件をすべて満たす人が申込みできます。
- ・現在住宅に困っていること（持家がないこと）
  - ・世帯の合計所得月額（扶養等控除後）が基準に該当すること（基準については建築住宅課にご確認ください。）
  - ・本人及び同居しようとする親族が暴力団員ではないこと
  - ・本人及び同居しようとする親族に市税等の滞納がないこと

### 【申込方法】

次の書類を各自で用意し、建築住宅課または各総合事務所に提出してください。

- ・申込書 ・世帯全員の住民票
- ・同意書 ・その他の必要書類

## 特定公共賃貸住宅

市が管理運営する公共の住宅に入居しませんか。Uターン、Iターンなどで「上越市に住みたい」という人も大歓迎です。上越市外の方もお申し込み可能です。単身者の人も入居が可能です。

### 【申込資格】

- 次のすべての要件を満たす人が申し込みできます。
- ・自ら居住するために住宅を必要とする方
  - ・世帯の合計所得月額（扶養等控除後）が158,001円以上487,000円以下であること  
（注）合計所得月額が158,000円以下の方は、上記「公営住宅」を参照してください。
  - ・本人及び同居しようとする親族が暴力団員ではないこと
  - ・本人及び同居しようとする親族に市税等の滞納がないこと

### 【申込方法】

必要書類を各自で用意し、建築住宅課または各総合事務所に提出してください。

- ・申込書 ・世帯全員の住民票
- ・同意書 ・その他必要書類

## 耐震診断の支援

市では、市民の防災意識の向上を図り、また地震による被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するための一環として、「木造住宅耐震診断支援事業」を行っています。

### 【対象住宅】

- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・木造一戸建ての個人住宅で自ら居住していること
- ・2階建て以下
- ・構造は木造軸組工法

### 【診断費用】

無料（耐震診断の専門家を市が委託します）

### 【申込方法】

申込書を建築住宅課に提出してください。

## 空き家等の解体補助

市では、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある特定空き家等や、除却後の跡地が地域活性化のために計画的に利用される空き家等の除却を行う人に、その費用の一部を助成します。

### 【対象者】

- 次のいずれかに該当するもの
- ・保安上危険となるおそれのある状態の空き家等の所有者等で世帯の合計所得月額が214,000円又は158,000円以下の人
  - ・解体後の跡地が地域活性化（ポケットパーク等）に10年以上供される空き家等の所有者等

### 【補助額】

上限50万円（除去処分費用の2分の1）

### 【申込方法】

申請書に必要書類を添付の上、建築住宅課へ提出してください。

## 空き家情報バンク制度

売却または賃貸を希望する空き家の情報を市ホームページ等に掲載し、購入希望者等とのマッチングを支援します。

### 【登録方法】

建築住宅課に予約し、毎月2回開催する無料相談会にご参加ください。